

農地を売りたい方
タイプ別診断♪

スタート!!

担い手農家

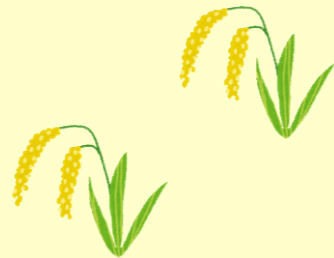
経営規模を
拡大したい!
新規に就農したい!



農地を
今すぐ買いたい

農地取得の
資金準備を計画的に
行いたい

農地を
分割払いで買いたい



① 即売タイプ
(一般事業・支援事業)
機構が買入れた農地を
速やかに売り渡す方式(申込み
から登記まで4ヶ月程度)

担い手のメリット

- 所有権移転登記は、機構が行います。
- 不動産取得税額の1/3に相当する額が税額から控除されます。
- 面倒な書類作成等は、市町村農業委員会と機構で行います。
※別途、手数料が必要です。



② 一時貸付タイプ
(支援事業のみ)
売渡予定者に一時貸付
(4年10ヶ月以内)した後に
売り渡す方式

担い手のメリット

- 一時貸付期間中に農地取得資金の準備が計画的にできます。
- 所有権移転登記は、機構が行います。
- 不動産取得税額の1/3に相当する額が税額から控除されます。
- 一時貸付期間中の固定資産税は機構が負担します。(施設用地を除く。)
- 面倒な書類作成等は、市町村農業委員会と機構で行います。
- 買入代金に金利負担はありません。
※別途、手数料が必要です。



③ 分割払いタイプ
(支援事業のみ)
不動産割賦売買契約
により原則5年以内の
年賦払いとする方式

担い手のメリット

- 農地代金の支払いが年賦払いなので無理なく農地が取得できます。
- 使用収益権設定期間中の固定資産税は機構が負担します。(施設用地を除く。)
- 面倒な書類作成等は、市町村農業委員会と機構で行います。
- 買入代金に金利負担はありません。
※別途、手数料が必要です。



※「②一時貸付タイプ」と「③分割払いタイプ」の受付は、令和9年3月公告分(公社への書類提出締切は令和9年1月1日)までとなります。

農地を売りたい方のメリット

- 公的機関が介在するので安心! 代金も確実に支払われます。
- 適正な価格で契約できます。(近傍取引事例や農業委員会の意見等を参考に価格を相談します。)
- 譲渡所得について年間800万円まで特別控除が受けられます。(青地のみ)
- 登記印紙代・登記費用は、機構が負担します。
- 面倒な書類作成等は、市町村農業委員会と機構とで行います。
- 農業年金受給者は、受給資格は失いません。
※別途、手数料が必要です。



農地の原則

農地を機構に売する場合の原則は?	
<input checked="" type="checkbox"/> 農地には、抵当権等が設定されていないこと(抹消できる場合は可)	
<input checked="" type="checkbox"/> 隣接する土地との境界が明確であること	
<input checked="" type="checkbox"/> 農地は、道路からの進入口があること	
<input checked="" type="checkbox"/> 農地は、土地改良賦課金の未納がないこと	

1 一般事業の要件

- 担い手が次のいずれかに該当する個人又は農地所有適格法人であること。
 - (1) 対象農用地等が地域計画の目標地図内にあり、かつ、担い手はその土地に位置づけられていること。
 - (2) 対象農用地等が地域計画の目標地図内にあり、かつ、担い手はその土地に位置づけられる見込みであること。
 - (3) 対象農用地等が地域計画区域外にあるが、担い手の耕作地(取得する面積と現に耕作等を行っている農用地等とを合わせた面積)が基準面積を超えること。
ただし、次に掲げる場合は、市町村及び農業委員会の意見により、基準面積の要件を除外できる。
ア 新規就農希望者(農業後継者を含む)又は新たな分野の農業を始めようとする農業者である場合。
イ 少数の大規模農家のため当該地域の平均面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合。

2 支援事業の要件

- 上記1の(1)又は(2)に該当し、かつ、次の(1)から(4)までの要件を全て満たしていること。
 - (1) 担い手が次のいずれかに該当する個人又は農地所有適格法人であること。
 - ① 認定農業者 ② 認定新規就農者 ③ 特定農業法人
 - ④ 基本構想水準到達農業者(市町村が定める農業経営の指標を達成していると認められる者)
 - (2) 担い手の耕作地(取得農地と現に耕作等を行っている農用地等とを合わせた面積)が団地化要件を満たすこと。
団地化要件:半径500mの範囲内におおむね1ha以上の農地があること。
ただし、団地の形成が困難な場合で、取得する農地がa~dに該当するときは、市町村及び市町村農業委員会の意見により、団地化要件を除外することができる。
a 新規就農希望者(農業後継者を含む)や新たな分野の農業を始めようとする農業者の農業経営を行うためのもの
b 花き栽培等(施設野菜含む)の集約栽培を行うためのもの
c 中間農業地域又は山間農業地域における農業経営のためのもの
d 土地改良事業等の事業計画に沿ったもの
 - (3) 担い手の耕作地が基準面積を超えること。
ただし、一般事業の要件同様、市町村及び農業委員会の意見により、基準面積の要件を除外できる。
 - (4) 対象農用地等が地域計画区域内にあり、かつ、農振農用地区域内(青地)にあること。
(注意) このリーフレットに掲げている要件は、主なものです。また、機構による審査等が必要です。